

勝央町認定地域クラブ活動における中学校施設・設備利用ルール

1 目的

本ルールは、中学校部活動の地域展開に伴い、勝央町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定・登録した認定地域クラブ活動が、学校施設および設備を安全かつ円滑に利用するための基本方針および共通ルールを定めるものである。

2 対象団体

本ルールの対象は、教育委員会が認定・登録した「認定地域クラブ」やそれに関連すると教育委員会が認める団体とする。

3 適用範囲

本ルールは、学校教育活動に支障のない範囲において認定地域クラブ活動に開放する、中学校の特別教室棟、体育館、グラウンド、更衣室、その他認めた施設および設備に適用する。

4 基本原則

(1)学校教育の最優先

学校教育(学校の授業、学校行事、および学校が認める部活動等の教育活動)を最優先とする。

(2)自主管理・自主運営

認定地域クラブ側は、施設・設備の利用に際して学校および教職員に一切の負担(立ち会い、管理業務等)をかけず、自らの責任において自主管理・自主運営を行うものとする。

5 利用可能時間帯

利用可能な時間帯は、学校教育活動に支障のない以下の時間枠とすることを原則とする。

(1)平日利用

学校の教育活動(学校部活動等)終了後から最長22:00まで

(2)休日利用

土曜日、日曜日、祝日および長期休業日において、学校教育活動が行われない時間帯

(3)利用の中止または変更

ア 学校行事(定期テスト、式典、その他の学校行事)や、学校部活動の公式戦・練習試合等の教育活動がある場合は、学校の指示に従い、認定地域クラブは利用を

中止または変更しなければならない。

イ 気象警報の発令および熱中症予防に伴う中止基準

本町に「レベル3警報(大雨警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報等)」、若しくは「レベル4危険警報(土砂災害危険警報等)」、又は各「レベル5特別警報」が発令された場合、勝央中学校が避難所に指定された場合、または環境省の「熱中症警戒アラート」(特別警戒を含む)が発令、暑さ指数(WBGT)が 31℃以上となった場合は、施設利用(活動)を中止とする。活動中にこれらが該当した場合は、指導者の責任において直ちに活動を中止し、生徒の安全確保(保護者への引き渡し等)を最優先に対応すること。(4)年間利用予定の調整(学校開放会議)

認定地域クラブは、次年度の円滑な施設利用に向け、年度内に開催される「学校開放会議」に出席し、年間の利用予定について学校および関係団体との調整を行うものとする。

6 利用対象施設および利用条件

(1)特別教室棟、体育館及びグラウンド

放課後においては、学校部活動または認定地域クラブ活動に利用することができる。ただし、学校部活動が存続している間は、学校部活動の利用を優先とする。

(2)更衣室

グラウンドまたは体育館に付随する更衣施設に限り、利用を可能とする。

(3)利用の条件

ア 利用後は、必ず清掃および用具の片付けを行い、原状復帰を徹底すること。

イ 施設内に認定地域クラブまたは個人の私物を放置・保管してはならない。

7 施設・設備別の利用細則

(1)体育館の利用ルール

ア 土足厳禁の徹底:体育館内はインドア専用シューズ(体育館履き)を徹底し、外靴での立ち入りを固く禁ずる。

イ 学校備品の借用:ネット、支柱、得点板等の学校備品を借用する場合は、丁寧に取り扱い、利用後は必ず元の位置・状態に戻す。

ウ 空調・照明の管理:利用後はすべての照明、空調、換気扇のスイッチが切れているか確認する。

(2)グラウンドの利用ルール

ア コート整備

利用後は、グラウンドのブラシ掛け(トンボ掛け)を必ず行い、凸凹を修復して原状回復する。

イ 雨天・雨上がりの利用基準

降雨時、および雨上がりでグラウンドがぬかるんでいる場合は、学校の体育授業に支障が出るため利用を中止する。

(3)共用エリア(トイレ・駐車場)のルール

ア トイレの管理

指定されたトイレのみを利用し、利用後は簡易清掃を行う。

イ 駐車場・駐輪場

保護者の送迎車両や指導者車両は、学校指定のスペースに駐車し、周辺道路への路上駐車・迷惑駐車を絶対にしない。

ウ 敷地内(校舎、体育館、グラウンド、駐車場、その他校門の内側すべて)は、紙巻たばこ・加熱式たばこ・電子たばこ等、種類を問わず一切禁煙(敷地内全面禁煙)とする。指導者、保護者、外部からの来校者を含め、すべての関係者にこれを徹底させること。

8 鍵および用具庫等の取扱い

(1)鍵の開閉管理

鍵の取扱方法については、教職員の負担軽減のため、ナンバーロック(ダイヤル式キーボックス等)の導入や、役場宿直室での受け渡し等、運用の検討を進めるものとする。

(2)用具庫等の利用(過渡期の対応)

用具庫など施錠管理が必要な場所の利用については、対象となる認定地域クラブと学校間で個別に協議・相談の上、決定する。

(3)完全認定地域クラブ化以降の方針

完全に認定地域クラブ化される令和9年4月以降においては、用具庫等の学校施設・設備についても認定地域クラブが利用できるよう、順次体制を移行していく方針とする。

(4)常設設備の利用

体育館に設置されている冷風機およびグラウンドのゴール等の常設設備については、利用団体がいつでも利用して差し支えない。

9 トラブル発生時の対応および報告ルート

(1)報告義務

施設・設備の破損や、活動中のけが等のトラブルが発生した場合は、速やかに指定の報告ルート(別紙「緊急連絡体制図」)に従い報告するとともに、教育委員会に対し勝央町認定地域クラブ活動 事故・破損報告書(様式第1号)を提出すること。

(2)施設・設備の破損に伴う費用負担

ア 認定地域クラブは、その利用により施設または設備・備品等を破損、紛失、ま

たは汚損したときは、自己の責任と費用負担において、速やかにこれを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

イ 前項の規定にかかわらず、第 10 条(1)イに定める緊急対応に伴う不可抗力の損壊、または通常の使用による経年劣化と認められるものについては、この限りではない。

10 緊急時の初期対応および救命救急体制

(1)人命最優先の原則および初期対応

ア 活動中に重大な負傷・発症が疑われる場合は、直ちに救急要請を行うとともに、設置されているAED(自動体外式除細動器)をためらわずに利用すること。

イ 人命救助やAEDの確保等において、夜間・休日等で施錠のため館内への進入が阻まれるなど緊急やむを得ない場合は、体育館のガラスを割って進入することも想定し、何よりも人命保護を最優先に行動すること。

ウ 緊急対応によって生じた施設・設備の損壊(ガラス破損等)については、不可抗力として扱い、認定地域クラブ側に不当な責任を課さないものとする。

(2)救急用具の携帯

施設・設備の利用にあたり、各認定地域クラブ(または活動団体)は、活動中の不測の事態に備え、ファーストエイドキット(消毒液、絆創膏、包帯、冷却パック、テーピング等)などの救急用具を必ず常時所持・携帯し、迅速に応急処置ができる体制を整えておかなければならない。

(3)救急法等の資格保有および講習受講

活動の安全性を高めるため、各団体の指導者、運営関係者、または保護者等は、消防署等が実施する普通救命講習(AED講習)や救急法等の資格を保有しているか、あるいは定期的に講習を受講していることが望ましい。

11 利用にあたっての共通遵守事項

(1)指導者(大人)が不在の時は、生徒だけでの施設利用(自主練習含む)を一切禁止する。

(2)活動に関係のない校舎や教室棟、その他許可されたエリア以外の場所への立ち入りは、防犯および安全管理上の観点から、参加者・指導者・保護者等を含め一切禁止する。

(3)参加者の送迎時における車両の出入りは、学校が指定するエリアに限り、安全確保のため徐行を徹底すること。

(4)活動によって生じたゴミは、すべて認定地域クラブ側が責任を持って持ち帰ること。

(5)校内における車両事故等の免責敷地内(駐車場・駐輪場および通路等)におい

て発生した車両同士の衝突、自損事故、盗難、その他のトラブルについて、教育委員会および学校側は一切の責任を負わない。万が一事故等が発生した場合は、当事者間において直接解決(損害賠償、保険手続き等)を図るものとする。

(6)練習試合・大会等の主催時における責任および遵守事項認定地域クラブが主催となり、外部の団体・チームを招いて練習試合、練習会、または大会等を実施する場合は、以下の事項を遵守し、主催クラブが全責任を持って運営を行うこと。

ア 事前周知の徹底:主催クラブは、本ルール(特に土足厳禁、敷地内全面禁煙、指定駐車場、ゴミの持ち帰り等)を、参加するすべての外部チーム(指導者・選手・保護者・関係者)に対して事前に必ず周知徹底しなければならない。

イ 外部関係者の違反に対する責任

招いた外部チームの関係者が、本ルールへの違反、施設・設備の破損、または車両事故等のトラブルを起こした場合、主催クラブがその責任(原状回復費用、当事者間の調整等)を負うものとする。

ウ 会場管理員の配置

大会等の規模に応じて、主催クラブは必要十分な数の会場管理員(駐車場誘導員、館内巡回員等)を独自に配置し、校内での迷惑駐車や立入禁止エリアへの進入を防ぐ安全対策を講じなければならない。

12 ルールの見直しおよび協議

協議の実施

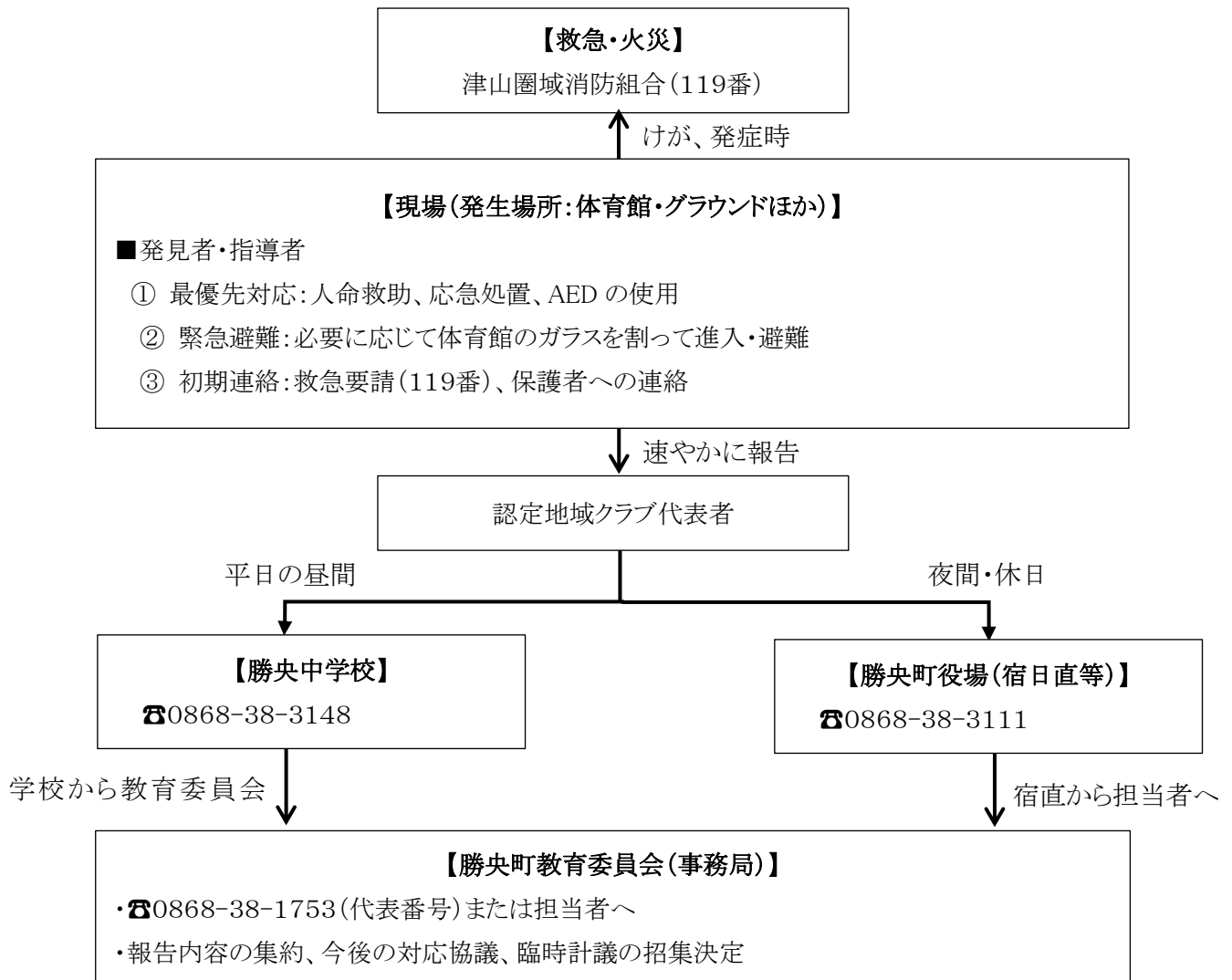
本ルールに基づいた運用を円滑に行うため、学校、認定地域クラブ代表者、および教育委員会は、必要に応じて協議の場を設け、運用の課題洗い出しやルールの改定を行うものとする。

13 附則

本ルールは、令和8年9月1日より施行する。

(別紙)緊急連絡体制図

けがや施設破損等が発生した場合、以下のルートで速やかに報告・連絡を行ってください。



■ 報告時のお願い(伝えるべき内容)

1. いつ(発生日時)
2. どこで(学校名、体育館、グラウンドなど詳細な場所)
3. だれが(認定地域クラブ名、参加者の氏名・学年)
4. 何が起きたか(ケガの状況、救急車要請の有無、施設・設備の破損状況)
5. 現在の状況(病院へ搬送中、活動を中止して下校中など)

(様式第1号)

勝央町認定地域クラブ活動 事故・破損報告書

令和 年 月 日

勝央町教育委員会 御中

【報告者】

認定地域クラブ名:

代表者氏名:

現場指導者氏名:

緊急連絡先(電話):

勝央町認定地域クラブ活動の利用中に、以下の通り[事故(ケガ等) ・ 施設等破損]が発生しましたので、ルール第9条及び第10条に基づき報告します。

記

1. 発生日時

令和 年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分頃

2. 発生場所

勝央中学校 [体育館 ・ グラウンド ・ 武道場 ・ 更衣室 ・ その他()]

3. 事故(ケガ等)の概要 ※対象が複数の場合は別紙添付のこと

(1)対象者氏名: (男・女) 中学校 年(または年齢: 歳)

(2)保護者氏名: (保護者連絡済: 済 ・ 未)

(3)負傷の部位:

(4)発生状況・原因:(どのような活動中に、どうなったかを具体的に記入)

(5)対応処置:[現場での応急手当 ・ 保護者へ引き渡し ・ 医療機関を受診]

(6)救急搬送・救命:[救急車要請(有・無) ・ AED の利用(有・無)]

(7)搬送先・受診医療機関名:()

4. 施設・設備の破損状況

(1)破損した対象:(例:体育館東側窓ガラス、グラウンド用ネット等)

(2)破損の状況:(どのように破損したかを具体的に記入。※写真は裏面または別紙に添付)

(3)発生時の初期対応:(例:ガラス破片を清掃し、立ち入り禁止のコーンを設置した、等)

5. 学校・教育委員会への初期連絡

(1)学校への連絡 :[平日昼間連絡済 ・ 夜間休日等のため未連絡]

連絡日時: 月 日 時 分

(2)役場宿直への連絡:[連絡済 ・ 不要(平日のため)]

連絡日時: 月 日 時 分

【教育委員会記入欄】

受付日:令和 年 月 日(受付者:)

学校連携日:令和 年 月 日(共有相手:校長・教頭)

今後の対応・指示事項: